

提出日：令和 年 月 日

埼玉県企画財政部交通政策課 あて

運転代行業の法令遵守状況に係る自主点検表

	点 検 項 目	適・否
1	料金の揭示義務（法第11条） ①料金を定め、営業所において利用者に見やすいように掲示してある。 （現在の料金表の制定年月日：__年__月__日） ②料金は具体的に距離等に応じた確定額を定めている。 ③料金は役務提供の条件の説明の際に提示する書面の内容と同様か。 ④料金の適用方法（料金の起算点、終点等）について料金表に定めている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	保険契約等締結義務（法第12条） ①代行運転自動車用の損害賠償責任保険等（補償限度額対人8千万円以上、対物2百万円以上、車両2百万円以上）に加入している。 ②代行運転自動車用の対人、対物保険について、運転代行業者の法令違反が原因の事故の補償が免責となっていない。 ③代行運転自動車用の保険が随伴用自動車とセットで契約するものである場合、保険の対象となっている随伴用自動車は法第5条第1項及び法第8条第1項の規定に基づいて提出する随伴用自動車の自動車登録番号等と一致している。 ④保険の契約期間中の保険金支払額に制限はない。 ⑤保険料の滞納による保険の失効や解約により、無保険状態で営業を行っていない。（過去1年間を目安として確認）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	約款揭示義務（法第13条第1項） ①約款を定め、営業所において利用者に見やすいように掲示している。 ②（標準約款を使用している場合）最新の標準約款（〇〇年〇月〇日改正）を使用している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	【標準約款を使用している方は本項目は回答不要です】 約款の適合性（法第13条第2項）、約款届出の義務（法第13条第3項） ①約款には以下の事項が明確に定められている。 ・料金の收受又は払い戻しに関する事項 ・代行運転役務の提供に関する事項 ・代行運転役務の提供の始期及び終期 ・免責に関する事項 ・損害賠償に関する事項（標準約款以上の措置が講じられている） ②標準約款の内容と比べ、利用者に不利な条項が盛り込まれていない。 ③約款の実施予定日の30日前までに国土交通大臣（都道府県知事）に届出を行っている。 （約款の届出年月日：__年__月__日） （約款の実施年月日：__年__月__日）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	随伴用自動車の損害賠償措置（法第13条第2項） ①随伴用自動車の損害賠償責任保険（補償限度額対人8千万円以上、対物2百万円以上）に加入している。 ②随伴用自動車の保険は、業務用の保険である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

	<p>※以下は旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合のみ回答。</p> <p>⑨以下の事項を明記した表示板を装着している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号 ・随伴用自動車 <p>⑩「代行」の文字が入った表示板をフロントガラス部分に掲出している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	<p>運転代行業務従事者指導義務（法第18条）</p> <p>①指導・教育を行う体制（講師、教材等）を整備している。</p> <p>②指導・教育に必要な時間を確保している。</p> <p>③運転代行業務従事者の雇い入れ時に行い、その後も利用者とのトラブルが発生したとき等、適切に実施している。</p> <p>④以下について運転代行業務従事者に対し、指導・教育している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金の收受方法（営業所に掲示した料金表及び料金の具体的な算出方法によらない料金の收受はできないことを指導している） ・約款の内容（具体的な約款の規定に沿った趣旨。特に役務の提供の拒否事由） ・役務の提供の条件の説明（6に掲げる内容）を原則口頭及び書面の交付により行うこと。 ・役務の提供の条件の説明方法（6に掲げる内容）に係る模擬テスト等の実施（運転代行業務従事者が指導・教育内容を正しく理解しているかの確認）。 ・随伴用自動車の表示等に関する事項（表示事項について随伴用自動車の車体に直接表示すること） ・タクシー類似行為ができないこと（利用者の輸送は随伴用自動車ではなく代行運転自動車により行うという指導・教育をしている） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	<p>【苦情処理簿】帳簿等備置義務（法第20条第2項）</p> <p>①営業所ごとに苦情の処理に関する帳簿を備え付けている。</p> <p>②帳簿に以下の内容を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情者の氏名、連絡先、苦情の内容、苦情の発生年月日、発生場所又は区間、運転者の氏名 ・原因究明の結果（原因の究明は適切かつ迅速に実施されている。） ・苦情の原因のみならず、類似の苦情がないか調査を行い、その調査結果が記録してある。 ・苦情に対する弁明の内容（利用者保護の観点から適切かつ妥当である。） ・改善措置（当該苦情に対する具体的措置及び再発防止のために行った措置を適切に講じている。） ・苦情処理を担当した者 <p>③帳簿は作成から2年間保存している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	<p>【従業員指導記録簿】帳簿等備置義務（法第20条第2項）</p> <p>①営業所ごとに運転代行業務従事者に対する指導・教育に関する帳簿を備え付けている。</p> <p>②帳簿に以下の内容を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導・教育を行った者及び受けた者の氏名 ・指導・教育を行った日時、場所 ・指導・教育の内容（8①の項目ごとに適切に実施している） <p>③帳簿は作成から2年間保存している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	<p>【乗務記録簿】帳簿等備置義務（法第20条第2項）</p> <p>①営業所ごとに運転代行業務従事者の乗務記録に関する帳簿を備え付けている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

	<p>②帳簿に以下の内容を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転代行業務従事者の氏名 ・ 運行ごとに代行運転自動車、随伴用自動車のどちらを運転したのかの別 ・ 代行運転自動車を運転した場合は、随伴用自動車の同僚ドライバーの氏名、随伴用自動車の車両ナンバー ・ 随伴用自動車車を運転した場合は、代行運転自動車の同僚ドライバーの氏名、代行運転車の車両ナンバー ・ 運行ごとの役務の提供の開始点、終了点、日時、主な経過地点、運転距離 ・ 運行ごとの料金 <p>③帳簿は実際に乗務した運転代行業務従事者が自ら記載している。</p> <p>④帳簿は作成から2年間保存している。</p> <p>⑤記録（運転距離と料金の計算）に齟齬や矛盾はなく、料金表のとおり料金を算出し、收受している。</p> <p>⑥苦情処理簿に料金トラブル等が記載されている場合、当該トラブルに係る乗務記録の乗務距離と収受料金の計算に問題はない。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12	<p>【業務従事者名簿】帳簿等備置義務（法第20条第2項）</p> <p>①営業所ごとに運転代行業務従事者の名簿を備え付けている。</p> <p>②名簿には従事者の無帽・無背景・正面上3分身を写した縦3.6 cm以上、横2.4 cm以上の大きさの写真を貼り付けている。</p> <p>③帳簿は運転代行業務従事者が辞めてから2年間保存している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13	<p>タクシー類似行為（道路運送法第4条第1項、第43条第1項、第78条）の禁止</p> <p>①随伴用自動車に利用者を乗車させていない。（A B間輸送を含む）</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14	<p>自動車運転代行業講習会の受講</p> <p>当該年度の自動車運転代行業講習会を受講している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

以上の自主点検の結果について、虚偽事実がないことを確認します。

住 所 〒 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

記入担当者 _____

連絡先（営業所電話） _____

連絡先（携帯電話） _____

連絡先（FAX） _____

連絡先（E-Mail） _____